

震災等関連学習で東日本大震災・原子力災害伝承館を訪れる県内学校の皆さまへ

バス経費の一部を補助します

令和7年3月28日
更新

令和7年4月1日より、令和7年度の申請受付を開始します。

〈補助対象期間〉令和6年4月1日～令和7年3月31日までの来館

※ 補助金申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

※ この事業は「東日本大震災子ども支援基金」を活用しています。

補助の条件と対象団体

■補助の条件

東日本大震災・原子力災害に関する学習を実施し、かつ伝承館を行程に取り入れた場合

■補助の対象団体

福島県内を所在地とする中学校(義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部含む)

補助の対象となるバスの補助額

■補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者のバス

■バス1台当たりの補助額

バス代、有料道路代及び駐車場料金が補助の対象となります。(税込額)

※ 補助金申請は伝承館来館日の10日前までに申請してください。

※ 補助金交付額が予算額に達した場合は、その時点で受付終了となりますのでご了承願います。

受付終了後はキャンセル待ちといたします。

区分 (補助対象団体の所在地)	補助上限額
浜通り	94,000円
中通り	113,000円
会津	152,000円

申請に関する
お問い合わせ

〒963-0101 郡山市安積町日出山1丁目145番地
東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事務局
電話 080-6033-2389 FAX 024-953-7085
メールアドレス densho@higashi-denshokan.jp
受付時間: 9:30～17:00(土日祝祭日を除く)

補助の対象となる行事

震災等関連学習

東日本大震災及び原子力災害に関する学習を実施し、かつ東日本大震災・原子力災害伝承館を行程に取り入れた補助の対象団体に対し、その移動に係るバス経費の一部について交付する。

補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業所のバス等

注意事項

- ※行程全体の内容が震災関連学習を主たる目的としていないことが明らかな場合、学校の教員以外が児童、生徒を引率する場合は補助対象外となります。
- ※本補助金以外の補助金等を併用して交付を受けることは可能ですが、本補助金とそれ以外の補助金等との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。
- ※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

